

明るい選挙啓発標語募集実施要領

1 募 集

(1) 趣旨

明るくきれいな選挙の実現を図るとともに、投票総参加に関する啓発を目的として、広く県民から選挙啓発標語を募集する。

(2) テーマ

明るくきれいな選挙の実現、投票総参加を呼び掛ける内容であれば、テーマは自由とする。

25 文字以内で、自作・未発表のものに限る。

特選及び入選作品の著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、静岡県選挙管理委員会に帰属するものとする。

(3) 応募資格者

静岡県内に住所のある者

(4) 募集期間

10 月 1 日(水)～11 月 19 日(水)(末日の消印有効)

(5) 1 名あたりの応募数

応募できる作品の数は、1 名あたり 5 作品を上限とする。

(6) 応募方法

次の事項を明記の上、郵送(ハガキ)、FAX 又は E メールで提出する。

(ア) 作品(漢字には読み仮名を付してもらう)

(イ) 住所

(ウ) 氏名(ふりがな)及び年齢

(エ) 電話番号

(オ) (学生のみ) 学校名及び学年

(7) 募集広報

- ・県民だより 10 月号(県広聴広報課経由)
- ・ラジオ(SBS、K-mix)(県広報広聴課経由)
※R 6 は不採用のためラジオにおける広報はなし
- ・募集チラシ(各市町選管、地方書記長経由)
- ・県政記者クラブへの資料提供
- ・県選挙管理委員会ホームページ

2 審 査

令和8年1月までに行い、優秀作品6点（特選1、入選5）を選定する。

(1) 1次審査 ～11月下旬

全応募作品から2分の1程度を選定

- ・選挙管理委員会書記（県市町行財政課選挙班職員）4名が実施
- ・次の除外項目に該当する作品は除外する
 - a 25文字超過、語彙、語句に間違いがあるもの
 - b 表現が過激、意味不明、品位を欠く、ネガティブな内容のもの
 - c 投票の強制や投票棄権者を批判する表現を用いたもの
 - d 現在の政治情勢に作者の主観的な判断が反映されているもの
 - e 県内全域（県内の市町の使用を含む）で使用できないもの
 - f 過去の本県の特選・入選作品と同一又は著しく類似したもの
 - g 過去に他都道府県において使用されたものと同一なもの
 - h 明るくきれいな選挙啓発標語として不適当なもの

など

※以後の審査途中で除外項目に該当することが明らかとなった場合には、その時点で除外する

(2) 2次審査 12月上旬～中旬

1次審査で選定した作品から約30点程度以上を選定

- ・選挙管理委員会書記（県市町行財政課等）10名（総括書記長補佐及び書記9名）が実施
- ・各職員は良いと思う作品20点を選ぶ
- ・選んだ職員の人数が多い順で約30点の作品を選定する

(3) 3次審査 12月中旬～12月下旬

2次審査で選定した作品から審査員が良いとする作品を選定

- ・審査員56名が実施
 - *県選管書記長（1名）
 - *県明推協会長・副会長（3名）
 - *県警本部職員（捜査二課）（1名）
 - *県政記者クラブ幹事社記者（1名 3社から代表1名）
 - *県広聴広報課職員（1名）
 - *各市区町選挙管理委員会書記長（41名）
 - *各地方書記長（8名）
- ・審査員は良いと思う作品3点を選ぶ
- ・3次審査で得点順に上位10位タイまでの作品を選定する
※9位が2名以上いた場合は9位まで、8位が3名以上いた場合は8位までを選定

(4) 特選及び入選作品の選定 令和8年1月開催の選挙管理委員会

3次審査で選定された作品の中から特選1点及び入選5点を選定

- ・選挙管理委員4名が委員会における協議で選定する
- ・選定時には、3次審査の投票結果（順位のみ、得点は非開示）、過去の特選・入選作品の内容、今後の投票率向上につながるメッセージ性なども参考とされる

3 結果発表

審査結果については、報道機関に発表するとともに、入選者へ直接通知する。

4 賞 品

特選者及び入選者に、賞品を贈呈する。

特選者 賞状、副賞（図書券 3,000 円分）（予定）

入選者 賞状、副賞（図書券 1,500 円分）（予定）

5 選挙啓発への活用

- ・令和8年4月1日から令和9年執行予定の県議会議員選挙までの間、選挙啓発標語として活用する。
- ・各市町選挙管理委員会には、原則として特選作品の活用を依頼していくが、各市町の地域事情ほかの理由で特選作品を活用しにくい場合には、他の入選作品の活用を依頼する。